第3章　計画の目標と実施すべき施策及び取組内容

3-1　計画の目標

前章に整理した山形市における自転車利用の課題に対応するため、以下の４つの目標を掲げる。

【目標１】自転車事故のない安全で安心な社会の実現

自転車利用者は、交通ルールを遵守し、自己や周囲の者の身の安全を確保するとともに、歩行者へ思いやりをもって自転車に乗ることが求められている。その上で歩行者、自転車、自動車が互いの特性や交通ルールを理解し、尊重しあっている安全で安心な交通環境を創出するとともに、利用目的に応じた良質で利用しやすい自転車の普及と安全性確保を図ること等により、自転車交通事故ゼロの社会を目指す。

このため、自転車通行空間の整備を促進するほか、自転車に関する交通ルールの周知や安全教育の推進等により交通事故の削減を図る。また、自転車利用者が加害者になった場合に備えて、被害者救済の観点から、自転車損害賠償責任保険等への加入促進を図る。

【目標２】自転車を活用したライフスタイルの推進

自転車利用により、心身の健全な発達や、生きがいのある豊かな生活の実現、市民の健康寿命の延伸等を目指す。このため、生活習慣病の予防、健康寿命の増進といった自転車利用による健康増進効果の周知や自転車関連イベント等により自転車の利用促進を図る。

また、山形市健康ポイント事業ＳＵＫＳＫ（スクスク）との連携や、自転車レンタルサービスの充実等により、市民の自転車利用習慣の定着を目指す。

【目標３】自転車を利用しやすい走行空間の整備推進

都市機能や居住機能の集積を推進するとともに、公共交通や自転車を活用した地域間のネットワーク化を目指す。これにより、交通における自動車への依存の程度を低減させることによって、交通分野の脱炭素化や都市部を中心とした道路交通の円滑化等、良好な都市環境の形成を図る。このため、安全で快適な自転車利用環境を計画的かつ継続的に創出するとともに、公共交通との連携を強化し、自転車利用を促進する。

また、徒歩と同様に、自転車を基礎的な移動手段と捉え、通学利用にとどまらず、大人になってからも、目的に合った自転車を誰もが無理なく安全に利用できる環境の創出を目指す。

【目標４】多様なニーズに対応したサイクリングモデルコースの充実

市民が自転車に乗ることそのものを楽しめる、あるいは観光客が自転車で地域を巡り、沿線の魅力を楽しめるよう、多彩なサイクリングモデルコースを設定することにより自転車を活用した地域の活性化を図る。

このため、利用者の受入環境、サイクリングルート沿線の魅力づくり等に取り組むことにより、モデルコース利用者が楽しめるサイクリング環境の創出を図る。

※サイクリングモデルコース：安全性や快適性を考慮した、山形市が設定または推奨するサイクリングコース

3-2　実施すべき施策及び取組内容

前章で述べた目標達成のために、自転車活用推進法第８条に規定されている自転車の活用の推進に関する基本方針を踏まえて、具体的に実施すべき施策とその取り組み内容を定める。

【目標１】自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策１　交通ルール・マナーの啓発

① 交通安全意識の向上を図る広報啓発
② 交通安全情報の発信
③ 通学路周辺の安全点検の実施
④ 自転車損害賠償責任保険等への保険加入促進
⑤ アフターコロナにおけるサイクリングの推進

【目標２】自転車を活用したライフスタイルの推進

施策２　自転車の利用促進

① 健康増進に資する自転車利用の広報啓発
② 自転車関連イベントとの連携
③ 自転車通勤の推進

施策３　自転車移動の定着

① ＳＵＫＳＫアプリとの連携
② 自転車レンタルサービスの充実
③ シェアサイクルの導入推進

【目標３】自転車を利用しやすい走行空間の整備推進

施策４　自転車利用環境の整備

① 安全な自転車通行空間の整備・維持
② 快適な自転車通行環境の整備・維持
③ ウォーカブルなまちづくりの推進
④ 無電柱化による自転車通行空間整備
⑤ 自転車と公共交通との接続性の向上
⑥ 地域のニーズに応じた駐輪場の整備
⑦ 放置自転車対策
⑧ サイクリング拠点の整備

【目標４】多様なニーズに対応したサイクリングモデルコースの充実

施策５　多彩なサイクリングモデルコースの設定及び利用促進

① サイクリングモデルコースの設定・充実
② サイクリングマップ等の作成
③ 店舗・コンビニ等と連携した受入サービスの充実
④ サイクリスト向け体験型・滞在型のコンテンツの推進

（1）目標１：自転車事故のない安全で安心な社会の実現

施策１　交通ルール・マナーの啓発

随時実施：継続実施または条件が整い次第実施
順次実施：計画に基づき実施

取組内容①：交通安全意識向上を図る広報啓発

取組内容

（１）「自転車安全利用五則」等を活用し、ポスターや広報誌、市ホームページ、SNS 等により交通安全情報の発信を行います。
（２）モデルコースマップへ自転車利用における交通ルールやマナーを掲載することで、モデルコース利用による安全意識向上やマナーアップを促進します。
（３）夜間利用時のライト点灯や反射板の搭載、冬期間の自転車利用について注意啓発を行います。
（４）自転車事故で死亡した人の７割が頭部に致命傷を負っていることから、全ての自転車利用者に対し、ヘルメット着用を推奨します。
（5）自転車通行空間の整備に合わせ、整備形態に応じた自転車の通行ルール等について、市内整備箇所を示しながら広報啓発を行います。
（６）警察等や関係団体と連携し、小中学生から高齢者まで、ライフステージに応じた内容の交通安全教室を実施し、交通事故の発生状況周知や注意喚起を行うとともに、自転車及び自動車それぞれの安全な乗り方について指導・啓発を行います。

出典：山形市 HP

実施時期（年度）		2022 令和４	2023 令和５	2024 令和６	2025 令和７	2026 令和８	2027 令和９
	（１）	←		随時実施			→
	（２）	←		随時実施			→
	（３）	←		随時実施			→
	（４）	←		随時実施			→
	（５）	←		随時実施			→
	（６）	←		随時実施			→

実施主体、連携する主体	山形市、警察、学校、福祉団体、関係団体

取組内容②：交通安全情報の発信

<table>
<tr><td colspan="2">取組内容</td><td colspan="6">（１）道路管理者や学校関係者、地区の住民と連携しながら、市内の交通安全情報をリアルタイムに発信し、危険箇所の共有を図ります。
 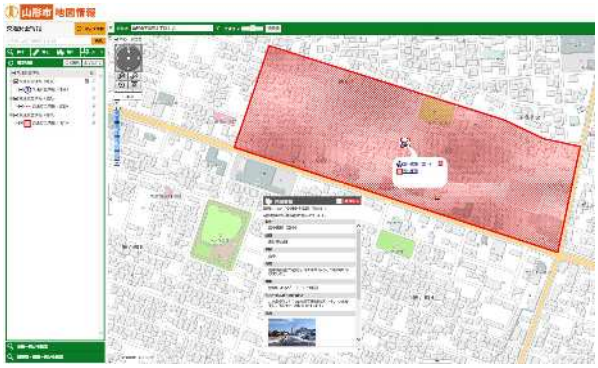
出典：山形市地図情報（交通安全情報）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（１）</td><td colspan="6">← 随時実施 →</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、道路管理者、警察、学校、地区</td></tr>
</table>

取組内容③：通学路周辺の安全点検等の実施

取組内容

（１）道路管理者や学校関係者、地区の住民と連携した通学路の安全点検を実施します。
（２）通学路マップを作成して通学路内の危険個所の共有を図ります。
（３）小学校の登校時に、交通事故の発生の危険性の高い箇所等に交通指導員を配置し、立哨指導を行います。

図　山形市通学路交通安全プログラム合同点検実施箇所

出典：山形市 HP

実施時期（年度）	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
（１）	←―	―	―	随時実施 ―	―	―→
（２）	←―	―	―	随時実施 ―	―	―→
（３）	←―	―	―	随時実施 ―	―	―→

実施主体、連携する主体	山形市、道路管理者、警察、学校、地区

取組内容④：自転車損害賠償責任保険等への加入促進

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="6">（１）自転車により交通事故で加害者となった場合、高額賠償請求を命じられる事例が多く発生していることから、万が一損害賠償責任を負った場合の経済的負担軽減と被害者の保護のために、山形県条例により加入が義務化されている自転車損害賠償責任保険等の周知・啓発を行います。
（２）自転車損害賠償責任保険等への加入促進及び周知・啓発にあたっては、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」全体を紹介することで、交通ルール・マナーの順守や自転車整備・点検の必要性等についても周知・啓発を行います。

図　自転車保険加入チラシ
出典：山形県 HP</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td colspan="2">2022
令和４</td><td>2023
令和５</td><td>2024
令和６</td><td>2025
令和７</td><td>2026
令和８</td><td>2027
令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">←――――――――――――随時実施――――――――――――→</td></tr>
<tr><td>（２）</td><td colspan="6">←――――――――――――随時実施――――――――――――→</td></tr>
<tr><td>実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、山形県、自転車販売店、関係団体</td></tr>
</table>

取組内容⑤：アフターコロナにおける自転車利用の推進

<table>
<tr><td rowspan="2">取組内容</td><td colspan="6">（１）コロナ禍のような感染症のまん延下において、感染拡大を防止するためのマナーやルールについて、モデルコースにおいて注意喚起するとともに、広報誌や市ホームページ、SNS 等で周知・啓発を行います。

図　SAFETY CYCLING（セーフティサイクリング）キャンペーン
出典：愛媛県 HP</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施時期
（年度）</td><td>2022
令和４</td><td>2023
令和５</td><td>2024
令和６</td><td>2025
令和７</td><td>2026
令和８</td><td>2027
令和９</td></tr>
<tr><td colspan="2">（１）</td><td colspan="6">←――――――――――――――――随時実施――――――――――――――――→</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、関係団体</td></tr>
</table>

（2）目標２：自転車を活用したライフスタイルの推進

施策２　自転車の利用促進

取組内容①：健康増進に資する自転車利用の広報啓発

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="6">（１）自転車利用による健康づくりの意義や効果について積極的な周知・啓発を行います。
（２）自転車関連イベントやサイクルスポーツを身近に感じてもらえるよう、関係機関・団体と連携し情報の発信を行います。
 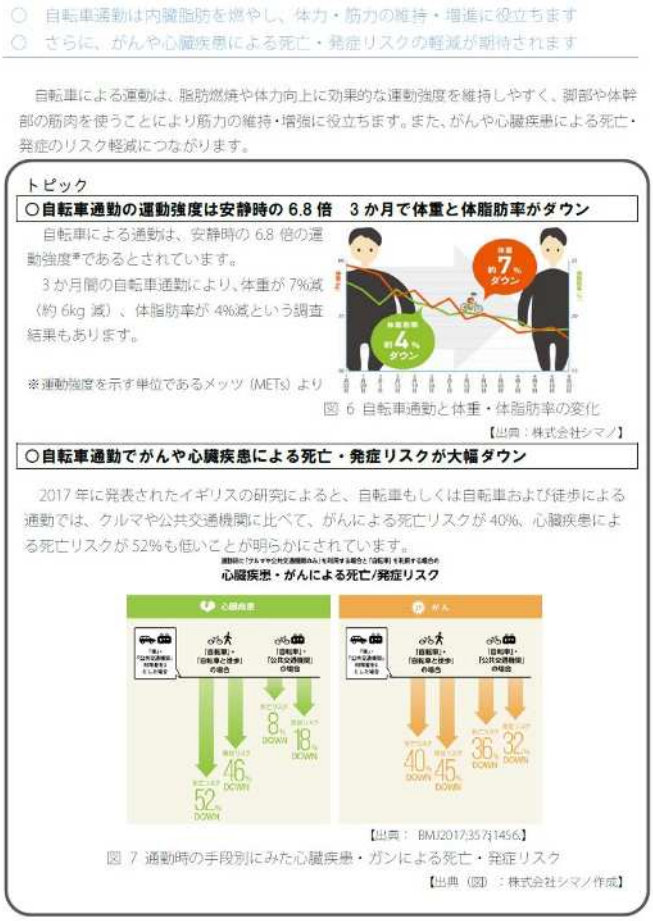
○ 自転車通勤は内臓脂肪を燃やし、体力・筋力の維持・増進に役立ちます
○ さらに、がんや心臓疾患による死亡・発症リスクの軽減が期待されます
自転車による運動は、脂肪燃焼や体力向上に効果的な運動強度を維持しやすく、脚部や体幹部の筋肉を使うことにより筋力の維持・増強に役立ちます。また、がんや心臓疾患による死亡・発症のリスク軽減につながります。
トピック
○自転車通勤の運動強度は安静時の 6.8 倍　3 か月で体重と体脂肪率がダウン
自転車による通勤は、安静時の 6.8 倍の運動強度※であるとされています。
3 か月間の自転車通勤により、体重が 7%減（約 6kg 減）、体脂肪率が 4%減という調査結果もあります。
※運動強度を示す単位であるメッツ（METs）より
体重 約7%ダウン
体脂肪率 約4%ダウン
図 6 自転車通勤と体重・体脂肪率の変化
【出典：株式会社シマノ】
○自転車通勤でがんや心臓疾患による死亡・発症リスクが大幅ダウン
2017 年に発表されたイギリスの研究によると、自転車もしくは自転車および徒歩による通勤では、クルマや公共交通機関に比べて、がんによる死亡リスクが 40%、心臓疾患による死亡リスクが 52%も低いことが明らかにされています。
心臓疾患・がんによる死亡/発症リスク
【出典： BMJ2017;357j1456.】
図 7 通勤時の手段別にみた心臓疾患・ガンによる死亡・発症リスク
【出典（図）：株式会社シマノ作成】
図　身体面の健康増進
出典：自転車通勤導入に関する手引き</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td colspan="2">2022
令和４</td><td>2023
令和５</td><td>2024
令和６</td><td>2025
令和７</td><td>2026
令和８</td><td>2027
令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">← 随時実施 →</td></tr>
<tr><td>（２）</td><td colspan="6">← 随時実施 →</td></tr>
<tr><td>実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、関係団体</td></tr>
</table>

取組内容②：自転車関連イベントとの連携

取組内容	（１）民間事業者と連携し、市民参加型のサイクルイベントや自転車の乗り方教室などの開催により、健康増進や体力づくりを目的とした自転車利用者の増加を図ります。 出典：廃校を活用した自転車イベント（山形市）					
実施時期（年度）	2022 令和４	2023 令和５	2024 令和６	2025 令和７	2026 令和８	2027 令和９
（１）	←→		検討・協議・随時実施			
実施主体、連携する主体	山形市、関係団体、民間事業者					

取組内容③：自転車通勤の推進

取組内容	（１）国の「『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト」の取組に賛同し、市内事業者の積極的な参加を促進します。 （２）山形市役所において「ノーマイカー通勤」運動を実施し、徒歩や公共交通、自転車などによる通勤に、率先して取り組みます。 概要 自転車通勤を認める企業・団体を自転車活用推進本部長が認定し、自転車通勤の取組を広く発信（事業所単位で申請可） 宣言企業：認定要件：以下の3項目すべてを満たす企業・団体 ①従業員用駐輪場を確保 ②交通安全教育を年1回実施 ③自転車損害賠償責任保険等への加入を義務化 期間：5年間有効（更新可） 優良企業：自転車通勤者が100名以上または企業従業員の2割以上を占める宣言企業のうち、以下の1項目以上を満たし、独自の積極的取組や地域性を総合的に勘案し、特に優れた企業・団体 ①定期的点検整備を義務化 ②盗難対策を義務化 ③ヘルメット着用を義務化 ④その他自転車通勤を推進する取組（通勤手当支給、ロッカー・シャワー等の自転車利用環境整備等） 宣言企業の有効期間（更新可） 認定ロゴ 図　『自転車通勤推進企業』宣言プロジェクト 出典：国土交通省 HP					
実施時期（年度）	2022 令和４	2023 令和５	2024 令和６	2025 令和７	2026 令和８	2027 令和９
（１）	←→		随時実施			
（２）	←→		随時実施			
実施主体、連携する主体	山形市、関係団体、民間事業者、市内企業					

施策３　自転車移動の定着

取組内容①：ＳＵＫＳＫアプリとの連携

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="6">（１）SUKSK アプリと連携し、サイクリングモデルコースの利用やサイクルイベントの参加に対して SUKSK ポイントを付与し、自転車利用によりポイントがたまる仕組みを構築します。

出典：山形市 HP（健康増進課）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">◀ 検討 ▶ ◀ 随時実施 ▶</td></tr>
<tr><td>実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、民間事業者</td></tr>
</table>

取組内容②：自転車レンタルサービスの充実

<table>
<tr><td rowspan="4">取組内容</td><td colspan="6">（１）スポーツタイプや電動等の多様な自転車の導入や、サイクリスト受入拠点となる施設への貸出返却ステーションの新設等により自転車レンタルサービスの充実を図ります。
（２）レンタルサイクルの認知度を向上させるための情報発信を行います。

■中心市街地観光レンタサイクル（城下町やまがた観光レンタサイクル）の概要
・貸出期間　：４月下旬～10 月下旬頃まで（今年は 7/9～10 下旬頃まで）
9:00～17：00（受付は 16:00 まで）
・利用できる方：観光を目的として利用される方
・利用受付　：貸出返却ステーション（以下の５箇所）
山形駅観光案内所（山形駅待合室内）、ホテルメトロポリタン山形、
ホテルキャッスル、山形まるごと館紅の蔵、山形グランドホテル
※どのステーションでも返却が可能
・料金　：無料
観光レンタサイクル　キャラクター「またくるん」

出典：山形市 HP（観光戦略課）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td>2022
令和４</td><td>2023
令和５</td><td>2024
令和６</td><td>2025
令和７</td><td>2026
令和８</td><td>2027
令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">←――――――

取組内容③：シェアサイクルの導入検討

<table>
<tr><td colspan="2">取組内容</td><td colspan="6">（１）中心市街地来訪者の円滑な回遊や、中心市街地居住者の近距離の移動手段を確保するため、民間事業者と連携を行いながらシェアサイクルの導入を推進します。
（２）シェアサイクルについては、電動アシストタイプや、IOT 技術を活用した貸出・返却システムの導入を検討するとともに、公共交通などの交通手段と組み合わせて、アプリ等を用いて一括で経路検索・予約・決済ができる、シームレスな複数交通機関の連携を可能とするサービス、MaaS の導入も検討します。
（３）導入地区や設置場所、利用目的など利用者のニーズを踏まえつつ、公共用地・民地へのサイクルポートの設置を検討し、利用範囲の拡大を図ります。
（４）交通結節点へのサイクルポート設置による、公共交通機関や市内アクティビティとの連携について検討を行います。

図　DATE BIKE 駐輪ポート
出典：仙台市自転車の安全な利活用推進計画</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td rowspan="2"></td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td rowspan="4"></td><td>（１）</td><td>実証実験</td><td></td><td></td><td>随時実施</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（２）</td><td>実証実験</td><td></td><td></td><td>随時実施</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（３）</td><td>実証実験</td><td></td><td></td><td>随時実施</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>（４）</td><td>実証実験</td><td></td><td></td><td>随時実施</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、民間事業者</td></tr>
</table>

（3）目標３：自転車を利用しやすい走行空間の整備推進

施策４　自転車利用環境の整備

取組内容①：安全な自転車通行空間の整備・維持

取組内容

（１）円滑な交通を確保するため、カーブミラーや道路照明などの交通安全施設の適切な設置、維持管理を図ります。
（２）警察の協力のもと、自転車の進行を妨げる路肩への違法駐車の取締りを推進し、自転車通行空間を確保します。
（３）快適な自転車走行空間の整備に向けて、老朽化した舗装の補修や段差の解消を促進します。
（４）別冊「山形市自転車ネットワーク計画」に基づき、市内における自転車ネットワークを構築することにより、自転車通行空間の連続性を確保し、自転車利用者・歩行者の安全な通行空間を確保します。
（５）自転車、歩行者及び自動車の通行区分を明確にし、路上の安全性を高めるため、自転車通行部分に路面標示を設置します。
（６）山間部のサイクリングモデルコースについても、自転車利用者が安全に通行できるよう、危険箇所付近において注意喚起を目的とした看板を設置します。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（国土交通省）、道路構造令（昭和 45 年 政令 第 320 号）

実施時期（年度）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
（１）	←		随時実施			→
（２）	←		随時実施			→
（３）	←		随時実施			→
（４）	← 優先整備路線検討 →	←	順次実施			→
（５）	←		随時実施			→
（６）	←		随時実施			→

実施主体、連携する主体

山形市、道路管理者、警察

取組内容②：快適な自転車通行環境の整備・維持

<table>
<tr><td colspan="2">取組内容</td><td colspan="6">（１）公衆トイレについて、利用者が快適に使用できるよう、適切な維持管理や改修を行うとともに、利用者ニーズに合わせた適切な配置を検討します。
（２）山間部のサイクリングモデルコースについても、地区と連携しながら、定期的な巡回や草払いなどの適切な維持管理に努めます。

図　山形市内公衆トイレの改修
出典：広報やまがた</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td></td><td>（１）</td><td colspan="6">←　随時実施　→</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、道路管理者、地区</td></tr>
</table>

取組内容③：ウォーカブルなまちづくりの推進

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="6">（１） 居心地が良く歩きたくなるまちなかづくり（ウォーカブルなまちづくり）のを推進し、歩行者と自転車双方の通行空間を確保するため、道路空間の再配分について検討します。
（２） 路外駐車場対策を実施し、安全安心な歩行を可能とする環境づくりを目指します。

出典：広報やまがた</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td colspan="2">2022
令和４</td><td>2023
令和５</td><td>2024
令和６</td><td>2025
令和７</td><td>2026
令和８</td><td>2027
令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="5">社会実験 → 随時実施 →</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）</td><td colspan="5">← 随時実施 →</td></tr>
<tr><td>実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、関係団体、商店街</td></tr>
</table>

取組内容④：無電柱化による自転車通行空間整備

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="6">（１）山形市無電柱化推進計画を推進し、新たな無電柱化整備候補路線の追加検討を行うなど、快適な自転車通行空間の整備を進めます。

 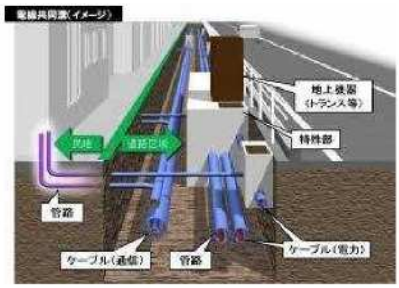

電線共同溝のイメージ（出典：国土交通省）

ソフト地中化の例（山形市七日町地内）

図　無電柱化（電線共同溝方式）

出典：山形市無電柱化推進計画</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">←――――――

取組内容⑤：自転車と公共交通との接続性の向上

<table>
<tr><td>取組内容</td><td colspan="6">（１）公共交通機関との連携によるサイクル＆レールライド・バスライドを促進するため、山形市地域公共交通計画の推進に合わせ、交通結節点となる鉄道駅やバス停、サイクリング拠点への駐輪場の整備を検討します。
（２）鉄道やバス、及び自転車の利便性を相互に高めるため、サイクルトレインやサイクルバスの導入を検討します。

（交通結節点）
定義：・鉄道やバスに加え、ウォーキングロードやサイクリングロードなど複数の交通手段が交差し、乗り換えの規模や周辺の状況等から重要な拠点となる場所や施設
想定する場所：・鉄道駅
・地域の主要な施設等（公民館、コミュニティセンター、総合病院、大学・高校周辺、スポーツ施設、公園、商業施設、道の駅など）
・その他（山形駅東口ロータリー跡地など、今後の土地利用検討と併せて場所を検討）
※乗り換えの規模や周辺の状況等により場所を設定する。
担うべき機能の例：・乗り換え機能（快適なバス待ち環境、運行情報提供、駐車場など）
・拠点形成機能（地域の中心となる場）
・ランドマーク機能（シンボル性）
※乗り換えの規模や周辺の状況等により機能を設定する。
 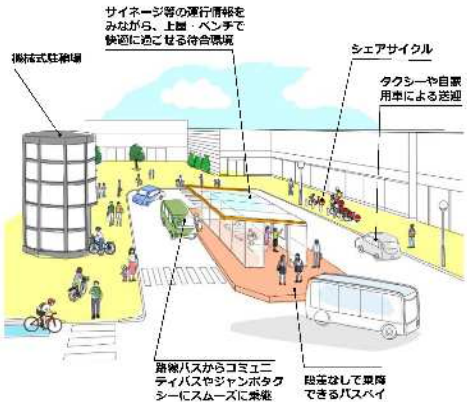

規模が大きい交通結節点のイメージ
出典：山形市地域公共交通計画</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td colspan="2">2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td colspan="2">令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="2">交通結節点整備方針の策定</td><td>交通結節点を起点としたモデルコースの検討</td><td colspan="3">順次実施</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）</td><td colspan="5">検討・協議・随時実施</td></tr>
<tr><td>実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、道路管理者、交通事業者</td></tr>
</table>

取組内容⑥：地域のニーズに応じた駐輪場の整備・充実

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">取組内容</td><td colspan="6">（１）自転車利用や放置自転車等の状況を踏まえ、利用ニーズに応じた駐輪場の整備を検討します。
（２）ロードバイクや子ども乗せ自転車等の多種多様な自転車に対応するため、サイクルラックの設置や駐車スペースを確保するとともに、防犯カメラの設置を検討します。

図　商店街の空き店舗を活用した駐輪場整備（高松市）

図　広幅員の歩道を活用した小規模な駐輪場整備（大阪市）
出典：自転車等駐車場の整備のあり方に関するガイドライン（国土交通省）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">実施時期
（年度）</td><td>2022
令和４</td><td>2023
令和５</td><td>2024
令和６</td><td>2025
令和７</td><td>2026
令和８</td><td>2027
令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td>整備箇所の検討（※）</td><td colspan="4">随時実施</td></tr>
<tr><td>（２）</td><td>整備箇所の検討（※）</td><td colspan="4">随時実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、道路管理者、警察、交通事業者、関係団体</td></tr>
</table>

※交通結節点整備方針を考慮し、山形市自転車等駐車対策協議会と連携しながら検討を行う

取組内容⑦：放置自転車対策

<table>
<tr><td colspan="2">取組内容</td><td colspan="6">（１）山形市自転車等放置防止条例に基づき、自転車等放置禁止区域の指定による自転車等の撤去を行うとともに、歩道等に駐輪されている自転車等の整理を行い、自転車や歩行者が安全かつ快適に通行できるスペースの確保に努めます。

出典：山形市 HP（道路維持課）</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">←――――――――――――随時実施――――――――――――→</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、道路管理者、警察、交通事業者、関係団体</td></tr>
</table>

取組内容⑧：サイクリング拠点の整備

<table>
<tr><td colspan="2">取組内容</td><td colspan="6">（１）利用者の多いモデルコース沿いの公共施設について、気軽にトイレ利用や休憩ができる拠点化を検討します。
（２）サイクリング拠点には、サイクルラックや簡単な整備工具、空気入れ、ベンチ等の設置を検討します。

出典：今治市サイクリングターミナル「サンライズ糸山」HP</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>（１）</td><td>新規モデルコース設定</td><td>整備方針策定</td><td colspan="4">順次実施</td></tr>
<tr><td></td><td>（２）</td><td></td><td colspan="4">順次実施</td></tr>
<tr><td colspan="2">実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市</td></tr>
</table>

（4）目標４：多様なニーズに対応したサイクリングモデルコースの充実

施策５　多彩なサイクリングモデルコースの設定及び利用促進

取組内容①：サイクリングモデルコースの設定・充実

取組内容

（１）モデルコースの設定・推奨にあたり、安全性等を審査する組織を設置し、審査基準を策定します。
（２）市民や観光客のニーズや利便性・安全性に考慮しながら、市内を周遊できる多様なモデルコースを新たに設定します。
（３）市内各地区等で独自に設定しているサイクリングコースを推奨する制度を創設し、市内各所の様々な魅力を感じることができるコースの充実を図ります。
（４）モデルコースには、現在地、距離及びルートが分かりやすいよう案内看板等を設置し、利用者の快適性向上を図ります。

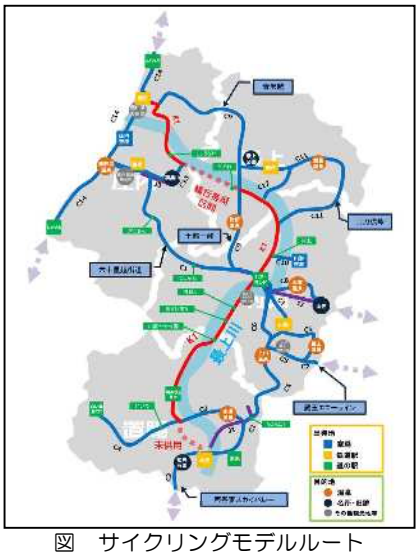

図　サイクリングモデルルート

出典：山形県自転車ネットワーク計画

実施時期（年度）

	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
（１）	・審査組織設置 ・審査基準策定					
（２）	新規モデルコース設定	随時コース設定				
（３）		地区独自モデルコース推奨	随時コース推奨			
（４）	案内看板等決定	地区等との調整 コース設定・推奨後順次設置				

実施主体、連携する主体

山形市、道路管理者、警察、交通事業者、関係団体、地区、市民

取組内容②：サイクリングマップの作成

<table>
<tr><td rowspan="3">取組内容</td><td colspan="6">（１）モデルコースについては、マップを作成し、健康増進効果やコースの魅力のほか、トイレや休憩ポイント、最寄りの公共交通機関等を示し、多様な市民が気軽に安心して利用できる点の周知を図ります。

図　ヨコハマサイクリングマップ
出典：横浜市 HP</td></tr>
<tr><td rowspan="2">実施時期
（年度）</td><td>2022</td><td>2023</td><td>2024</td><td>2025</td><td>2026</td><td>2027</td></tr>
<tr><td>令和４</td><td>令和５</td><td>令和６</td><td>令和７</td><td>令和８</td><td>令和９</td></tr>
<tr><td>（１）</td><td colspan="6">新規モデルコース設定 ◀▶ ◀―― 随時実施 ――▶</td></tr>
<tr><td>実施主体、
連携する主体</td><td colspan="6">山形市、関係団体</td></tr>
</table>

取組内容③：店舗・コンビニ等と連携した受入サービスの充実

取組内容	（１）モデルコース沿いの店舗等と連携し、サイクルラックやベンチの設置、トイレの利用等、サイクリストが休憩のために立ち寄りやすい環境整備を推進し、利用者の利便性向上を図ります。 出典：いわき新舞子ハイツ HP					
実施時期（年度）	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
（１）	新規モデルコース設定			随時実施		
実施主体、連携する主体	山形市、関係団体、市内企業等					

取組内容④：サイクリスト向け体験型・滞在型のコンテンツの推進

取組内容	（１）観光地等における地域資源を活用したサイクルツーリズムを推進するとともに、積極的な情報発信を行います。 出典：国内におけるサイクルツーリズムの現状（国土交通省）					
実施時期（年度）	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	令和４	令和５	令和６	令和７	令和８	令和９
（１）			検討・協議・随時実施			
実施主体、連携する主体	山形市、民間事業者					